

明治学院大学白金法学会 2018 年度アジア・アフリカ法整備

奨励奨学金

白金法学会は、1997年3月に、明治学院大学法学部の創立30周年を記念して、卒業生、在学生、教員の三者によって創られ、会員相互の親睦を促進し、研究・教育を発展させることを目的としています。

アジア・アフリカ法整備奨学金は、この白金法学会の基金を財源としてアジア・アフリカでの法整備に貢献できる人材に支給する奨学金です。白金法学会は、本奨学金の支給により、アジア・アフリカ諸国の法整備に貢献できることを心より願っています。

1. 奨学金額:

当該奨学生の事情により、2018年度授業料の半額を限度として、支給する。

2. 奨学金の給付期間:

2018年度限りとする。

3. 採用人数:

1名

4. 出願資格:

- (1) 明治学院大学法学部または同大学院法学研究科に在学し、本学での勉学・研究の成果を生かし、アジア・アフリカ諸国における法整備に貢献することが期待される留学生であること。母国からの給与支給の有無を問わない。ただし日本国国費留学生に決定した者は、出願資格がない。
- (2) 学部生についてはアジア・アフリカ地域からの正規留学生、また法学研究科生については同地域の国籍を有する者。
- (3) 住所が本学に通学可能な首都圏にあり、本学の授業への出席状況が良好なこと。採用期間中、勉学ならびに学生生活に関し、日本語での報告を求める。
- (4) 日本における学業を成就するために経済的支援を必要とする者を優先する。
- (5) 本奨学金を受給したことがない者を優先する。

5. 申請書類:

- (1) 申請書
- (2) 外国人登録情報の記載された住民票 1通(過去1ヶ月以内に発行されたもの)
- (3) 成績証明書

6. 募集日程:

- (1) 申請書配布および受付期間 10月1日 ~ 10月31日
- (2) 申請書配布場所 白金法学会事務局(白金校舎ヘボン館8階)
白金法学会ウェブサイト
(<http://mgulaw.jp/law-association/>)
- (3) 受付場所 白金法学会事務局(白金校舎ヘボン館8階)
事務局受付時間内(時間厳守)に限ります。

7. 審査ならびに審査結果の発表

- (1) 審査は第1次審査として書類審査を行い、合格者に対して第2次審査として口頭審査を行う。
- (2) 書類審査の結果および第2次審査の日時場所は、個別に通知する。

お問い合わせ
明治学院大学 白金法学会事務局
受付時間: 月~金 10時10分~17時10分
Tel/ Fax: 03-3473-2288
hogakkai@law.meijigakuin.ac.jp